

<証明書記載例>

赤字は設備メーカー記入箇所、  
青字は工業会記入箇所。

○×機械工業会指定用紙	
整理番号	1234-56
① 下記②③以外の場合	<input checked="" type="checkbox"/>
② 当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置である場合	<input type="checkbox"/>
③ 当該設備がソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書

上欄には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の設備の種類（機械及び装置、器具及び備品、工具など）を記入。下欄には、機械及び装置であれば、食料品製造業用設備、繊維工業用設備などを記入。

設備の種類	機械及び装置
設備の用途又は細目	生産用機械機器製造業用設備



「複合加工機」の場合の例。「測定装置」の場合は上欄に「器具備品」、下欄に「試験・測定機器」、「ロール」の場合は上欄に「工具」、下欄に「ロール」と記入。

<具体例：複合加工機：田中製作所製>

当該設備の概要	設備の名称	複合加工機
	設備型式	2008年式 MULTI
	納入数量	3台
	納入年月	平成26年 4月（予定を記入すること）
	設置場所	(事業所名) 野田工業 (所在地) 神奈川県横浜市南区〇-〇-〇

同時期に同じ設備を複数台導入する場合は「納入数量」を記載することで、必要な証明書は1枚となります。

該当要件①及び②が要件を満たしているかについては、必要に応じて設備メーカーから裏付けとなる資料等を取り寄せつつ、チェックシート（様式2）の記入内容を確認してください。

該当要件	①「最新モデル」に該当するか (※) 当該設備がソフトウェア組込型機械装置（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合は、「一代前モデル」でも可。	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 該当	2. 非該当
	②「生産性向上」に該当するか (※) 当該設備がソフトウェア（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 該当	2. 非該当
	先端設備の当否	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 該当	2. 非該当

該当要件①及び②ともに「1. 該当」にチェックが入る場合に限り、先端設備の当否は「1. 該当」にチェックが入ります。

当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

該当要件欄に記載してある事項について  
確認し、該当要件を満たしていることを証  
明します。

平成26年 4月 1日

平成26年 4月15日

〒100-0000  
東京都千代田区△△△△△

電話：03-0000-0000  
一般社団法人○×機械工業会

会長 山田 太郎 印

製造業者等の名称 田中製作所

製造業者等の所在地 神奈川県横浜市中区○-○-○

代表者氏名 田中 一郎 印

担当者氏名 野村 二郎  
担当者連絡先 (電話番号) 0832-00-0000

(注) 本証明書は、生産性向上設備投資促進税制（中小企業者等においては中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む）の対象設備の要件とされている産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る要件（「最新モデル」、「生産性向上」の要件）を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、産業競争力強化法施行日から平成29年3月31日までに取得等をし、かつ、事業の用に供すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご参照ください（<http://www.meti.go.jp/●●●●>）。